

資料 1

平成24年第13回震災復興推進本部会議 審議・報告

提出日：平成24年9月27日

担当部・課：震災復興部集団移転対策課〔内線5541〕

① 件名			
「災害危険区域の指定」と「がけ地近接等危険住宅移転事業」について			
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）			
災害危険区域は、津波災害区域や地盤崩落などの自然災害から、市民を守るため、住居の用に供する建築物の建築を制限する区域を定める。 がけ地近接等危険住宅移転事業は、災害危険区域を指定した後、防災集団移転促進事業の要件である5戸以上に満たない場合でも、居住者自身が個別に住宅を移転することを支援する。			
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性			
【根拠法令】 建築基準法 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 東日本大震災復興特別区域法			
【震災復興基本計画との整合性 基本計画の位置付け： 有 ・無】 又は 【個別計画との整合性】 石巻市震災復興基本計画 第3章 施策の展開 施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す 2 住まいの再建 (1) 恒久住宅の復興			
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）			
今後の住まい等に関する意向調査（H24.3～8 実施）			
⑤ 主な内容			
1 災害危険区域の指定地区 市街地は、都市計画道路（高盛土道路）等から旧北上川等の地形・地物で区域を設定し「釜・大街道地区の一部」、「南浜地区」、「中瀬地区」、「湊地区の一部」、「魚町地区」、「渡波地区の一部」、新たな「河川堤防」の区域とする。 半島部は、津波等で被災した浸水区域などですべての地区とする。			
2 災害危険区域の告示の時期 平成24年12月1日（土）			
3 がけ地近接等危険住宅移転事業 (1) 支援内容（1戸当たり補助対象限度額）			
①	除却等費	危険住宅の撤去及び移転等に要する費用	78万円
②	建物助成費	住宅の建設(購入)のため、金融機関等から融資を受けた場合の当該借入金利子に相当する費用	708万円
	合計		786万円
(2) 制度の適用開始時期 災害危険区域の告示日以降に住宅再建に係る契約や工事に着手したものが対象とする。			

(3) 移転先の制限
石巻市内、市外を問わない。

(4) 従前地の買取
防災集団移転促進事業の大臣同意を得られた地区から、順次対応が可能となる。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市民等への効果】

防災集団移転促進事業によらず個別に住宅を移転する方に対しては、早期の住宅再建が図られる。

【市行財政への影響】

復興交付金と地方交付税により全額国費

⑦他の自治体の政策との比較検討

災害危険区域の条例施行日とがけ地近接等危険住宅移転事業の受付開始日

市町名	条例の施行日	がけ地近接等危険住宅移転事業の受付開始日
石巻市	平成 23 年 12 月 26 日	平成 24 年 12 月 3 日から
山元町	平成 24 年 11 月 11 日	平成 23 年 11 月 11 日から
東松島市	平成 24 年 6 月 1 日	平成 24 年 7 月 2 日から
亘理町	平成 24 年 6 月 18 日	平成 24 年 6 月 19 日から
気仙沼市	平成 24 年 6 月 29 日	平成 24 年 7 月 10 日から
南三陸町	平成 24 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日から
仙台市	平成 23 年 12 月 16 日	平成 23 年 12 月 16 日から

⑧今後の予定及び施行予定年月日

- ・平成 24 年 10 月中旬 市報により「災害危険区域」と「がけ地近接等危険住宅移転事業」の概要をお知らせする。
- ・平成 24 年 10 月中旬以降 12 月中旬 住宅再建に関する個別相談会を実施し、「災害危険区域」と「がけ地近接等危険住宅移転事業」の内容説明を行う。
- ・平成 24 年 12 月 3 日以降 がけ地近接等危険住宅移転事業の申請受付を開始する。

⑨その他

災害危険区域(予定図)

